

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正に伴い、手数料の額の改定を行うため、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 建築士法に基づく事務手数料のうち、二級建築士または木造建築士の免許の手数料および二級建築士試験または木造建築士試験の手数料の額を改定することとします。(第2条関係)
- (2) この条例は、令和2年3月1日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
- (4) その他必要な規定の整理を行うこととします。

・二級建築士試験または木造建築士試験の免許の手数料	19,300円	→	24,400円
・二級建築士試験または木造建築士試験の手数料	17,900円	→	18,500円

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(27) 省略</p> <p>(28) 建築士法に基づく事務手数料</p> <p>建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第2項および第3項の規定に基づく二級建築士または木造建築士の免許の手数料 1件につき <u>19,300円</u></p> <p>建築士法第5条第1項の規定に基づく二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料 1件につき 530円</p> <p>建築士法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証または木造建築士免許証の書換え交付または再交付の手数料 1件につき 5,900円</p> <p>建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験または木造建築士試験の手数料 1件につき <u>17,900円</u></p> <p>建築士法第23条の2の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の登録の申請に対する審査の</p>	<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(27) 省略</p> <p>(28) 建築士法に基づく事務手数料</p> <p>建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第3項および第5項の規定に基づく二級建築士または木造建築士の免許の手数料 1件につき <u>24,400円</u></p> <p>建築士法第5条第1項の規定に基づく二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料 1件につき 530円</p> <p>建築士法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証または木造建築士免許証の書換え交付または再交付の手数料 1件につき 5,900円</p> <p>建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験または木造建築士試験の手数料 1件につき <u>18,500円</u></p> <p>建築士法第23条の2の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の登録の申請に対する審査の</p>

手数料		手数料	
一級建築士事務所	1件につき 15,000円	一級建築士事務所	1件につき 15,000円
二級建築士事務所または木造建築士事務所	1件につき 10,000円	二級建築士事務所または木造建築士事務所	1件につき 10,000円
建築士法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料	1件につき 530円	建築士法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料	1件につき 530円
(29)～(89) 省略		(29)～(89) 省略	
以下 省略		以下 省略	